

戸田市重度心身障害者医療費の支給に関する条例

昭和59年12月21日

条例第30号

改正 平成8年3月28日条例第6号

平成9年6月20日条例第27号

平成10年7月13日条例第19号

平成13年9月28日条例第39号

平成18年3月16日条例第13号

平成18年9月29日条例第37号

平成20年3月26日条例第5号

平成21年6月23日条例第15号

平成22年3月12日条例第4号

平成24年3月27日条例第11号

平成25年3月27日条例第19号

平成25年12月24日条例第43号

平成26年9月30日条例第29号

平成30年3月19日条例第5号

平成30年10月3日条例第29号

戸田市重度心身障害者医療費給付条例（昭和49年条例第45号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、重度心身障害者に対し、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）、規則に定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）又は他の法令に基づく医療の給付に係る一部負担金等について助成金を支給することを定め、もって、重度心身障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「重度心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該身体障害者手帳を所持していない者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）

別表第5号に定める1級、2級又は3級の障害を有するもの

- (2) 埼玉県療育手帳制度要綱（平成14年埼玉県告示第1365号）に基づく、療育手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該療育手帳を所持していない者で、同要綱で規定する「(A)」、「A」又は「B」の障害を有するもの
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該精神障害者保健福祉手帳を所持していない者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める1級の障害を有するもの
- (4) 65歳以上75歳未満の者であって、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）別表で定める程度の障害の状態にある旨の埼玉県後期高齢者医療広域連合の認定を受けているもの
- (5) 75歳以上の者であって、高齢者の医療の確保に関する法律施行令別表で定める程度の障害の状態にある旨の市長の認定を受けているもの
(対象者)

第3条 この条例による医療費助成金の支給の対象となる者（以下「対象者」という。）は、国民健康保険法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律に規定する被保険者又は社会保険各法に規定する被保険者、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。以下「被保険者等」という。）及び被扶養者である重度心身障害者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する者（次に掲げる者を除く。）

- ア 他の市町村（特別区含む。以下同じ。）から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに対する同法第29条の規定による介護給付費若しくは訓練等給付費又は同法第30条の規定による特例介護給付費若しくは特例訓練等給付費の支給を受け、入所し、入院し、又は入居している者
- イ 他の市町村長が身体障害者福祉法第18条第1項の規定により、共同生活援助を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者

- ウ 他の市町村長が身体障害者福祉法第18条第2項の規定により、障害者支援施設等又は指定医療機関に入所又は入院を委託している者
 - エ 他の市町村長が知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4の規定により、共同生活援助を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者
 - オ 他の市町村長が知的障害者福祉法第16条第1項の規定により、障害者支援施設等に入所させてその更生援護を行うことを委託している者
 - カ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の2第1項の規定による障害児入所給付費の支給を受け、指定障害児入所施設等に入所している者（対象者が18歳以上の者にあつては当該対象者が満18歳となる日の前日に当該対象者の保護者であつた者（以下「保護者であつた者」という。）が市内に住所を有していた者（当該対象者が満18歳となる日の前日に保護者であつた者がいないか、保護者であつた者が住所を有しないか、又は保護者であつた者の住所が明らかでない場合は、当該対象者の所在が満18歳となる日の前日において市内にあつた者を含む。）を除き、対象者が18歳未満の者にあつては当該対象者の保護者が障害児入所給付費の支給を受け市内に住所を有する者（当該対象者の保護者が住所を有しないか、又は保護者の住所が明らかでない場合は、保護者の現在地が市内にある者を含む。）を除く。）
 - キ 国民健康保険法第116条の2の規定により、他の市町村の区域内に住所を有するとみなされる者
 - ク 高齢者の医療の確保に関する法律第55条及び第55条の2の規定により、後期高齢者医療広域連合（埼玉県後期高齢者医療広域連合は除く。）が行う後期高齢者医療の被保険者である者
- (2) 市から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに対する同法第29条の規定による介護給付費若しくは訓練等給付費又は同法第30条の規定による特例介護給付費若しくは特例訓練等給付費の支給を受け、市の区域外に設置されている障害者支援施設等、指定医療機関又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）に入

所し、入院し、又は入居している者（共同生活援助を行う住居への入居者を含む。）

- (3) 市長が身体障害者福祉法第18条第1項の規定により、市の区域外に設置されている共同生活援助を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者
- (4) 市長が身体障害者福祉法第18条第2項の規定により、本市の区域外に設置されている障害者支援施設等又は指定医療機関に入所又は入院を委託している者
- (5) 市長が知的障害者福祉法第15条の4の規定により、市の区域外に設置されている共同生活援助を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者
- (6) 市長が知的障害者福祉法第16条第1項の規定により、市の区域外に設置されている障害者支援施設等又はのぞみの園に入所させてその更生援護を行うことを委託している者
- (7) 埼玉県から児童福祉法第24条の2第1項の規定による障害児入所給付費の支給を受け、市の区域外に設置されている指定障害児入所施設等に入所している者（対象者が18歳以上の者にあつては当該対象者が満18歳となる日の前日に保護者であった者が市内に住所を有していた者（当該対象者が満18歳となる日の前日に保護者であった者がいないか、保護者であった者が住所を有しないか、又は保護者であった者の住所が明らかでない場合は、当該対象者の所在が満18歳となる日の前日において市内にあつた者を含む。）に限り、対象者が18歳未満の者にあつては当該対象者の保護者が障害児入所給付費の支給を受け市内に住所を有する者（当該対象者の保護者が住所を有しないか、又は保護者の住所が明らかでない場合は、保護者の現在地が市内にある者を含む。）に限る。）
- (8) 国民健康保険法第116条の2の規定により、市の区域内に住所を有するとみなされる者
- (9) 高齢者の医療の確保に関する法律第55条の規定により、埼玉県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者である者で、同条に定める入院、入所又は入居前に市内に住所を有していた者
- (10) 高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2の規定により、埼玉県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者である者で、市

の区域内に住所を有するとみなされていた者

(11) その他市長が特に必要があると認めた者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象としない。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者

(2) 児童福祉法第6条の3に規定する小規模住居型児童養育事業を実施する者又は同法第6条の4に規定する里親に委託されている者

(3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者

(4) 重度心身障害者となった年齢が65歳以上の者。ただし、前条第4号又は第5号に規定する重度心身障害者にあつて、65歳に達する日の前日までに高齢者の医療の確保に関する法律施行令別表で定める程度の障害の状態にあり、その旨の市長の認定を受けた場合は、この限りでない。

（医療費助成）

第4条 市は、次に掲げる費用（第2条第3号に規定する重度心身障害者が医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第1号に規定する精神病床に入院したときの一部負担金を除く。以下「一部負担金等」という。）について、対象者に助成金の支給（以下「医療費助成」という。）をするものとする。ただし、一部負担金等について受給者の責めにより、過分の自己負担が発生する場合には、当該自己負担額は控除するものとする。

(1) 対象者に係る医療（法令又はそれに準ずる規程により給付される医療を除く。）について、被保険者等が、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は社会保険各法の規定により負担すべき費用

(2) 法令又はそれに準ずる規程により対象者に係る医療の給付を受けた場合において、当該給付に要する費用のうち、対象者又はその扶養義務者が当該法令の規定により負担すべき費用があるときは当該費用

2 前項の規定にかかわらず、対象者の前年の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。以下この項において「政令」という。）第7条に規定する額を超えた場合は、その年の10月から翌年9月までの医療保険各法又はその他の規定による医療給付に係る医療費助成は行わない。この場合において、当該所得の範囲は政令第4条に規定する

所得の範囲とし、所得の額の計算方法は政令第5条の例によるものとする。

- 3 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、対象者の所有に係る住宅、家財又は主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋、機械、器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権、その他無形減価償却資産を除く。）につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた場合、その損害を受けた日から翌年の9月30日までの医療保険各法又はその他の規定による医療給付に係る医療費助成については、前項の規定を適用しない。

（受給資格の登録）

第5条 医療費助成を受けようとする対象者は、規則で定める申請書を市長に提出して、受給に必要な事項の登録を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の申請により対象者として認定したときは、当該対象者を受給資格登録者として登録しなければならない。

- 3 市長は、第1項の規定による申請により対象者と認定しないときは、当該申請をした者に規則で定めるところにより通知するものとする。

（受給者証の交付）

第6条 市長は、第4条第1項及び第3項の規定により医療費助成を行う受給資格登録者（以下「受給者」という。）に受給者証を交付しなければならない。

- 2 市長は、第4条第2項の規定により医療費助成を行わない受給資格登録者に規則で定めるところにより通知するものとする。

（受給者証の提示）

第7条 受給者は、医療機関等において医療を受けようとする場合は、被保険者証、組合員証又は加入者証の提出とともに、受給者証を提示しなければならない。

（支給の方法）

第8条 医療費助成金の支給は、受給者又はその保護者（受給者を現に監護する者として登録されたものをいう。）の請求に基づき行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、受給者が市長の認める医療機関等で医療を受けた場合には、一部負担金等を当該医療機関等に支払うものとする。

- 3 前項の規定による支払があったときは、受給者又はその保護者は、第1項に規定する請求をすることはできない。

(届出の義務)

第9条 受給資格登録者は、その資格を喪失したとき又は登録事項に変更があったときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

2 受給資格登録者は、規則の定めるところにより所得の状況について市長に届け出なければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

第10条 助成金の支給を受ける権利は、他に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(損害賠償との調整)

第11条 市長は、医療給付が第三者の行為によるものであり、かつ、その者から受給者が損害賠償を受けたときは、その限度において、重度心身障害者医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した重度心身障害者医療費の額に相当する額を返還させることができる。

(助成金の返還)

第12条 市長は、偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けた者があるとき、又は他の法令等により医療費の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

附 則

1 この条例は、昭和60年1月1日から施行する。

2 この条例施行の際、現に戸田市重度心身障害者医療費給付条例の規定により受給者証の交付を受けている者は、この条例の規定に基づき受給資格の登録を受けたものとみなす。

3 この条例施行の際、現に改正前の条例により医療を継続中の者又は市長に給付の申請をしている者については、なお従前の例による。

4 戸田市国民健康保険条例（昭和39年条例第27号）の一部を次のように改正する。

附 則（平成8年条例第6号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年条例第27号）

この条例は、平成9年10月1日から施行する。

附 則（平成10年条例第19号）

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の戸田市重度心身障害者医療費の支給に関する条例第3条及び第7条の規定、第2条の規定による改正後の戸田市乳幼児医療費の支給に関する条例の規定、第3条の規定による改正後の戸田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の規定及び第4条の規定による改正後の戸田市老人医療費の支給に関する条例の規定は、平成10年1月1日から適用する。

附 則（平成13年条例第39号）

この条例は、平成14年1月1日から施行する。ただし、第2条第3号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年条例第13号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現に改正前の第3条の規定により第5条の登録を受けた者は、改正後の第3条の規定により第5条の登録を受けた者とみなす。

附 則（平成18年条例第37号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現に改正前の第3条の規定による受給資格の登録を受けている者は、改正後の第3条の規定により受給資格の登録を受けた者とみなす。

附 則（平成20年条例第5号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前に戸田市重度心身障害者医療費の支給に関する条例第3条第1項第8号の規定により現に受給者証の交付を受けている者が、施行日に後期高齢者医療制度に加入したことにより、同条に規定する対象者でないこととなった場合においても、現在入所している施設等を退所するまでの間、

同条に規定する対象者とみなす。

附 則（平成 21 年条例第 15 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の戸田市重度心身障害者医療費の支給に関する条例（第 3 条第 2 項に 1 号を加える部分を除く。）の規定は平成 21 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）から、改正後の第 3 条第 2 項第 3 号の規定は平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 適用日以後にされた改正前の戸田市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の規定による市長に対する受給資格登録の申請は、改正後の戸田市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の規定による市長に対する受給資格登録の申請とみなす。

附 則（平成 22 年条例第 4 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 22 年 9 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 4 条（「の各号」を削る部分を除く。）及び第 8 条の規定は、施行日以後の医療に係る医療費助成金について適用し、施行日前の医療に係る医療費助成金については、なお従前の例による。

附 則（平成 24 年条例第 11 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に受給者証の交付を受けている者は、改正後の第 3 条に規定する対象者でないこととなった場合においても、現在入所している施設等を退所するまでの間、同条に規定する対象者とみなす。

附 則（平成 25 年条例第 19 号）

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年条例第 43 号）

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年条例第 29 号）

(施行期日)

1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第3条第1項第1号ア及び第2号並びに第6条の改正規定 公布の日

(2) 第3条第2項第3号の改正規定 平成26年10月1日

(経過措置)

2 平成26年12月31日の時点で重度心身障害者（第2条第3号に規定する重度心身障害者を除く。）であった者については、第3条第2項第4号の規定は、適用しない。

附 則（平成30年条例第5号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年条例第29号）

(施行期日)

1 この条例は、平成31年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に受給者証の交付を受けている者については、この条例による改正後の戸田市重度心身障害者医療費の支給に関する条例第4条第2項及び第3項、第6条並びに第9条第2項の規定は、平成34年9月30日までの間は、適用しない。

3 この条例の施行前における国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）、戸田市重度心身障害者医療費の支給に関する条例施行規則（昭和59年規則第34号）に定める社会保険各法又はその他の規程による医療給付に係る助成金の支給については、なお従前の例による